

令和2年11月20日

保護者様

大阪市教育委員会  
日本橋小中一貫校  
校長 柴田 清志

### 新型コロナウイルス感染症にかかる学校との連絡等について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対しては、これまでどおり、お子さまの日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いするとともに、学校へご連絡いただく場合等について改めてご案内いたしますので、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

#### 1 学校への連絡のお願い（必ず守っていただきたいこと）

本市他校において「同居家族がPCR検査を受検予定であるにも関わらず、学校に連絡をしないまま子どもを登校させたところ、子どもの陽性が判明し、新たに濃厚接触者を発生させてしまった」という事例がありました。

つきましては、お子さまに発熱等かぜ症状がある場合や、同居家族が新型コロナウイルスの検査（PCR検査もしくは抗原検査）を受けることとなった場合等には、必ず学校へ連絡をいただき、登校を控えて休養させるようお願いいたします。いずれの場合も「出席停止」として扱います。

＜参考＞新型コロナウイルス感染症により出席停止となる場合の基準

##### ○発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある場合や、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。

なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

##### ○お子さまの感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

##### ○お子さまの同居家族が検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合

##### ○複数の同居家族に、かぜの症状や発熱が続く等、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合

#### 2 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の受診相談体制の一部変更のお知らせ

これまで新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、「新型コロナ受診相談センター」やかかりつけ小児医療機関等へ相談することとしていましたが、令和2年11月24日（火）から、次のように変更されます。また、相談したときは、学校にもご連絡ください。

①相談する場合は、まず、かかりつけ小児医療機関（かかりつけ医）など身近な医療機関に相談（電話）してください。

②夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センター（電話番号：06-6647-0641）に相談してください。

＜参考＞新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の例

かぜの症状や発熱が続く、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるなど